



2026年2月13日

各位

上場会社名 株式会社アミューズ
代表者 代表取締役会長 兼 社長 大里 洋吉
(コード番号 4301 東証プライム)
問合せ先責任者 経営企画部長 鈴木 啓太
(E-MAIL amuseir@amuse.co.jp)

「役員報酬B I P信託」および「株式付与E S O P信託」にかかる
自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役向け業績連動型株式報酬制度である「役員報酬B I P信託」および従業員向けインセンティブプランである「株式付与E S O P信託」にかかる自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 処分の概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2026年3月5日 |
| (2) 処分する株式の種類および数 | 普通株式 270,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき2,079円 |
| (4) 処分総額 | 561,330,000円 |
| (5) 処分予定先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(役員報酬B I P信託口) 100,000株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(株式付与E S O P信託口) 170,000株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。 |

2. 処分の目的および理由

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、中長期的な視点で株主の皆さまと利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、「役員報酬B I P信託」（以下「B I P信託」という。）の継続を決議しております。

また、あわせて、当社の従業員（国外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、当社の中長期的な視点での業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることにより企業価値の向上を促すこ

とを目的として「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といい、B I P信託とあわせて「本制度」という。)の継続を決議しております。

本制度の概要につきましては、2025年8月14日に発表いたしました「取締役向け業績連動型株式報酬制度および従業員向けインセンティブプランの継続に関するお知らせ」および本日発表いたしました「役員報酬B I P信託」および「株式付与E S O P信託」の追加信託に関するお知らせをご参照下さい。なお、本制度に関して、当社の取締役および従業員に加え、当社の一部の子会社の取締役および従業員を新たに対象とすることとしております。

本自己株式処分は、本制度の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する役員報酬B I P信託契約および株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)に対し、自己株式の処分を行うものであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)に対する処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき延長後の信託期間中に当社および当社の一部の子会社の取締役(以下「対象取締役」という。)に交付すると見込まれる株式数であり、また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)に対する処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき延長後の信託期間中に当社および当社の一部の子会社の従業員(以下「対象従業員」という。)に交付すると見込まれる株式数であり、これらの処分株式数の合計による希薄化の規模は2025年9月30日現在の発行済株式総数18,623,520株に対し1.45%(小数点第3位を四捨五入、2025年9月30日現在の総議決権個数163,520個に対する割合1.65%)となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象取締役および対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日(2026年2月12日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社株式の終値である2,079円としています。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしましたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(4名、うち3名は社外監査役)が、算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上